団体支援グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要(平成 19 年 4 月)」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・中小企業の経営支援に関すること。
- ・中小企業支援法に関すること。(他グループの所掌に属するものを除く。)
- ・商工会法及び商工会議所法の施行に関すること。
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に 関すること。
- ・中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法の施行に関すること。
- ・商店街振興組合法の施行に関すること。
- ・商工関係公益法人に関すること。(他グループの所掌に属するものを除く。)
- ・産業支援館に関すること。(他グループの所掌に属するものを除く。)
- ・青年会議所の指導監督及び行事の対応に関すること。
- チェンバおおまちに関すること。
- ・中小企業労働力確保法の施行に関すること。(他グループの所掌に属するものを除く。)
- ・(財)福島県産業振興センターに関すること。(他グループの所掌に属するものを除く。)
- ・中小企業再生支援協議会に関すること。

平成19年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「経営支援プラザ等運営事業」123,106千円(当初予算額)

コラッセふくしまの「福島県経営支援プラザ」において、商工団体 等との連携の下、県内中小企業者等に対する総合的な支援を行うため、 次の事業を実施する。

補助先:(財)福島県産業振興センターコンサルティングサービス事業 情報提供サービス事業

「中小企業連携組織対策費補助事業」141,016千円(当初予算額)

中小企業連携組織等に対する支援態勢の充実・強化を図るため、福島県中小企業団体中央会に対して職員の設置や中小企業連携組織等の講習会の開催に要する経費等を補助する。

職員の設置 22人(指導員19人 職員3人) 主な事業

- 1) 地域産業実態調査事業
- 2) 中小企業連携組織等支援事業

3) 組合等への情報提供事業

「小規模事業経営支援事業」2,605,683 千円(当初予算額)

地域の総合的経済団体である商工会等の指導体制の充実・強化及び 小規模事業者の経営の改善・発達及び地域経済の振興を図るため、商 工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助をする。

職員の設置 475 人(経営指導員等234 人 補助員241 人) 主な事業

- 1) 巡回・窓口等による相談・指導業務
- 2) 商工会等指導環境推進費(事務局長設置費)
- 3) 若手後継者等育成事業
- 4) 広域連携推進事業

「専門家活用経営支援事業」27,127 千円(当初予算額)

中小企業等の経営を支援するため、商工会等の中小企業支援機関が 実施する専門家派遣事業に要する経費を補助する。

補助先:県商工会連合会、福島商工会議所、県中小企業団体中央会、(財)福島県産業振興センター、(株会津リエゾンオフィスー般枠:企業等の要望にあわせて、専門家を当該企業に派遣する。

重点支援枠:重点的に支援する企業を選定し、専門家を企業に 派遣または中小企業支援機関の窓口に配置する。

調整枠:中小企業支援機関からの要請に基づき、(財)福島県産業振興センターが専門家を企業に直接派遣する。

「チェンバおおまち管理運営事業」38,226 千円(当初予算額) チェンバおおまちの維持管理を適切に行う。 県が建物を維持管理するために外部委託等を行う。

「コラッセふくしま管理運営事業」161,773 千円(当初予算額)

コラッセふくしま(県専有部分・共用部分)の維持管理を行うとと もに、コラッセふくしま内の県専有部分の会議室等について管理委託 を行う。

2 団体支援グループの補助事業

団体支援グループは、中小企業を支援する(財)福島県産業振興センター、福島県中小企業団体中央会、商工会・商工会議所等(福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会を含む)の各団体が中小企業支援を行うのに必要な人員配置に関し人件費を補助するほか、経営指導や情報提供を行うための事業、商工業の振興に資する地域振興事業など、商工団体が行う中小企業振興のための取り組みについて支援している。

各団体への最近3年間の補助実績は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)福島県産業振興センター			
中小企業振興費(目)			
経営資源強化対策事業費(事項)	99,038	130,808	123,401
福島県中小企業団体中央会			
商工団体等指導費(目)			
組織育成指導費(事項)	158,682	154,926	151,357
商工会·商工会議所等			
商工団体等指導費(目)			
小規模事業指導費(事項)	2,692,820	2,611,796	2,579,745
合計	2,950,540	2,897,530	2,854,503

県は毎年30億円近い金額を中小企業支援のために上記の団体に補助している。以下、それぞれに検討していく。

(1) (財)福島県産業振興センター

(財)福島県産業振興センターは、中小企業支援法に基づき県が行う中小企業支援事業のうち、特定支援事業を行わせるものとして福島県から指定されている。

その実施事業は次のとおりである。

コンサルティングサービス事業

情報提供サービス事業

経営支援プラザ運営体制円滑化等事業

共通業務

福島県中小企業再生支援協議会運営事業

経営支援プラザ運営管理業務

上記以外に(財)福島県産業振興センター等を通して中小企業支援のために専門家活用経営支援事業がある。

(単位:千円)

			(+12:113)
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
商工振興費(款)			
小規模事業指導費(事項)	19,343	24,620	22,251

平成17年度は、地域中小企業支援センター運営事業費である。

専門家活用経営支援事業は、中小企業者が中小企業診断士等の経営診断や助言を得る際に支払う中小企業診断士等の報酬を補助するものである。1回目は3万円まで補助金を交付し、2回目以降は3分の1以上の自己負担を控除した額で上限3万円までを補助するものである(重点支援枠では、5分の1以上の自己負担を控除した額で3万円を上限とする)。

この補助事業は、一般枠と重点枠に区別されるが、一般枠の利用については、中小企業支援機関である商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会が専門家派遣の必要性を認めたものであり、事前の経営相談等により必要最低限の支援を行った結果との説明があった。

【意見】

ほとんどが1回のみの利用で、そのために補助金を交付するのは、費用対効果を考えると、補助金としての有効性に疑問がある。

(2) 福島県中小企業団体中央会

福島県中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法第3章70条に規定される団体であり、都道府県ごとに1個設立される中央会である。

中小企業等組合法の目的は、第 1 条において、「・・・事業を行う者、 勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために 必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、 もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を 図ることを目的とする」と規定している。いわゆる自主性を尊重する団 体となっているが、平成 19 年度決算によると、福島県中小企業団体中央 会の決算は、次の表のとおりである。

一般会計収支決算	決算額(千円)
収入の部	
賦課金	66,602
賦課金	47,067
特別負担金	19,535
補助金	156,218
中小企業連携組織対策事業費補助金(*)	142,857
福島県中小企業団体中央会運営費補助金(*)	8,500
専門家活用経営支援事業費補助金	1,306
全国中央会補助金	3,255
福島市補助金	300
その他の収入	66,835
計	289,655

(*)組織育成指導費である。

支出0)部	
中	小企業連携組織対策事業費	177,290
	指導員·職員設置費	146,506
	その他	30,784
そ	の他の支出	112,365
'	計	289,655

【意見】

県は自主性を尊重すると説明しているが、収入の 52.3 パーセントを組織育成指導費補助金が占め、会員である企業組合に対する賦課金の 2.3 倍の補助金を交付するのは補助金の比率が大きすぎると考えられるので、賦課金収入を増やすような指導が必要である。

(3) 商工会及び商工会議所(以下、「商工会等」という。) について 平成20年3月31日現在の県内の市町村及び商工会等数は次のとおり である。

	市	町村	計
自治体数	13	47	60
地区内商工会数	49	53	102
地区内商工会議所数	10	0	10
商工会等数合計	59	53	112

商工会、商工会議所の設立と目的

a) 商工会

商工会は、商工会法に基づいて設立されている。

商工会法によると、商工会法の目的は、主として町村における商工 業の総合的な改善発達を図るため等の組織として商工会及び商工会 連合会を設け、もって国民経済の健全な発展に寄与することとしてお り、商工会は、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的と している。

原則として、商工会は営利を目的としてはならない。また、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。更に、商工会を特定の政党のために利用してはならない。

商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。また、商工業の状況により、特に必要があるときは、市町村の区域の一部を商工会の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

廃置分合に伴う地区の特例として、商工会の設立後にその地区たる 市町村の廃置分合があった場合は、その商工会の地区を変更するため の定款の変更をし、又はその商工会が解散もしくは合併するまでの間 は、前記の地区に関する規定(商工会、商工会議所の地区の重複を除 く)は適用しない。

b) 商工会議所

商工会議所は、商工会議所法に基づいて設立されている。

商工会議所法によると、商工会議所法の目的は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めるとしており、商工会議

所は、その地区における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。

原則として、商工会議所は営利を目的としてはならない。また、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。更に、商工会議所を特定の政党のために利用してはならない。

商工会議所の地区は、市の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村もしくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。また、商工業の状況により、特に必要があるときは、市町村の区域の一部を商工会議所の地区の全部又は一部とすることができる。ただし、一又は二以上の村の区域の一部を商工会議所の地区の全部とすることはできない。更に、商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあってはならない。

廃置分合に伴う地区の特例として、商工会議所の設立後にその地区 たる市町村の廃置分合があった場合は、その商工会議所の地区を変更 するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散もしくは合併 するまでの間は、前記の地区に関する規定(商工会、商工会議所の地 区の重複を除く)は適用しない。

県内の商工会、商工会議所の状況

a) 商工会

町村に一つを原則とするが、廃置分合の特例を利用して町村の合併があっても商工会がそのまま存続することが多く、平成 20 年 3 月 31 日現在県内の 13 市 47 町村に対し、102 の商工会が存在する。

市町村は行政の効率性、コスト削減を目標として合併しているにもかかわらず、旧町村にそのまま存在しているものが多い。

例えば、郡山市には、熱海町、逢瀬町、湖南町、三穂田町、安積町、 片平町、喜久田町、日和田町、富久山町、田村町、中田町、西田町の 12 の商工会と、郡山商工会議所がある。

12 商工会と商工会議所の補助金収入等は次の表のとおりである。

			12商工会の計	郡山商工会議所
	事務局長		4	
職員 (人)	経営指導員	а	16	8
	その他		24	23
	計	a'	44	31
	県	р	192,540,000	51,778,000
補助金収入 (円)	市	С	41,230,000	14,261,000
	計	d	233,770,000	66,039,000
区域内事業者数	(者)	e	5,311	11,692
小規模事業者数	(者)	f	4,259	8,274
会員 (者)		g	3,018	5,648
組織率		g/e	56.83%	48.31%
職員1人あたりの	県	b/a'	4,375,909	1,670,258
補助金(円)	市	c/a'	937,045	460,032
[H] A) 3T (3)	計	d/a'	5,312,955	2,130,290
小規模事業者	県	b/f	45,208	6,258
1人あたりの	市	c / f	9,681	1,724
補助金(円)	計	d/f	54,888	7,982
経営指導員一人当小規模事業者(人)	i)の	f/a	266	1,034

商工会は会費が年約 15,000 円くらいであるのに対して商工会議所は年約 24,000 円くらいであり、商工会議所は会費が高くなっているほか、経営指導員1人あたりが担当する小規模事業者の数が多く、効率よく運営している。

b) 商工会議所

市に一つを原則とするが、県内 13 市に対し、10 の商工会議所が存在する。伊達市、本宮市、田村市は商工会である。

商工会、商工会議所への県の財政的支援について

「福島県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」の第1条(趣旨)によると「県は、商工業に係る小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会及び商工会議所(以下「商工会等」という。)並びに福島県商工会連合会(以下「県連合会」という。)及び福島県商工会議所連合会(以下「会議所連合会」)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。」とある。

また、第 4 条(補助対象及び補助額)では「補助金は、商工会等、県連合会及び会議所連合会が小規模事業経営支援事業費補助事業(経営改善普及事業、商工会指導事業等をいう。)を実施する場合に、当該事業に要する別表第 1 に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものに

ついて、商工会等、県連合会及び会議所連合会に対して交付するものとし、その額は別表第 1 に規定する補助率以内において知事が定める額とする。」とある。

別表第 1 によると、補助対象経費の補助率は補助対象職員設置費の福利厚生費が 2 分の 1、若手後継者等育成事業費の商工会青年部・女性部活動推進費が 3 分の 2 である以外は 10 分の 10 である。すなわち、ほとんどの補助対象事業費は補助の対象となる。

商工会、商工会議所への県からの補助金は次のとおりである。

	経営指導	会員	小規模事業	補助金	1人あたりネ	補助金額(千円)			
	員(人)	(人)	者数(人)	(千円)	会員	小規模事業者			
商工会	153	25,824	41,186	1,910,095	74	46			
商工会議所	56	24,788	53,985	443,997	18	8			
計	209	50,612	95,171	2,354,092					

補助金計 2,354,092 千円と小規模事業経営支援事業費 2,579,745 千円との差額 225,653 千円は商工会連合会等への補助金である。

当該事業は商工会、商工会議所の会員ばかりではなく、その地区の小規模事業者全体を対象としている。

商工会については、補助金額も大きいため改めて次に述べる。

3 商工会

(1) 商工会の決算書の合算

商工会への補助金が大きいので県内 102 の商工会の収支決算書を入手 し、合算の収支決算書を次のとおり作成した。

一般会計収支決算書	(単位:千円)
	/ 84 5 ; 4111
以公司外文/八开目	\

一般会計以文决昇書		<u>(単位:十円)</u>
科目	当初予算額	決算額
* 収入の部 *		
補助金等収入	2,377,353	2,551,524
県 補 助 金	1,746,334	1,910,095
市町村補助金	594,001	599,184
そ の 他	37,018	42,245
会費·手数料等収入	1,244,914	1,210,787
会	396,053	389,260
事 数 料	365,587	365,828
そ の 他	483,274	455,700
受託料収入	26,840	55,094
前期繰越収支差額	100,566	98,124
収入合計	3,749,673	3,915,528
* 支出の部 *		
経改事業指導職員設置費	1,984,670	2,002,990
経改事業指導事業費	612,349	610,084
商工会等指導環境推進費	288,296	287,156
そ の 他	324,053	322,928
地域総合振興事業費	472,231	466,240
受託事業費	12,347	38,472
管理費	602,181	580,544
資産取得支出	30,807	52,358
繰入引当支出	14,237	74,937
予備費	24,171	74
収支差額次期繰越	0	92,448
支出合計	3,752,994	3,918,146

県の補助金は会費収入の 4.9 倍を占め、市町村の補助金も入れると会費収入の 6.4 倍となっている。

県の姿勢

商工会は、町村に一つ必要とされていて、県は経営指導員の給料等の経費を補助し、商工会はその会費を低額にして会員を集めている状況である。自らの努力によって事業を継続すべき立場の事業者を安い会費で組織している。

市町村の合併により町村が減った場合には当然に商工会も減らすべきあるが、特例として存続できることを盾に商工会を合併しない

こと、及び「商工会の地区は一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときには一の市又は二以上の市町村の区域とすることができる。」となっているにもかかわらず、会員数の少ない商工会は不自然である。

平成 19 年 2 月定例会において、県会議員の商工会と商工会議所の 広域的な取り組みについて次のような質問があった。

我が国の中小企業は企業数で 99.7 パーセントを占めていますが、これはとりもなおさず、中小企業が産業活力の源泉として地域経済の進歩と発展に大きく貢献していることを物語っています。地域に根ざした中小企業には、地域経済の活性化、新規雇用の創出、地域共同体の文化、伝統の担い手といった多様でかつ重要な役割が期待されています。また一方で、中小企業の活動範囲は、産業、交通、流通、通信手段の発達により経済活動や生活範囲の広域化が進み、従来の行政区域の枠を超えて拡大してきております。

このような中で、地域を代表する総合経済団体である商工会議所 や商工会の活動もまた中小企業の活動範囲の拡大に合わせて広域 的に展開することが求められており、特に観光振興や地域特産品の 開発や販売などについては、地域の商工会議所と商工会が広範な対 応をしていくことがますます重要となっていると考えます。

そこで、商工会議所と商工会の合併も含めた広域的な取り組みが 必要だと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

これに対する当時の商工労働部長の答弁は次のとおりである。

商工会議所と商工会の広域的な取り組みにつきましては、県商工会連合会においては平成 17 年 5 月に商工会議所と合併しないとの決議が出されたことを踏まえ、県といたしましてはその考えを尊重してまいります。

なお、地域経済の活性化を図っていくには広域的な取り組みが必要であることから、複数の商工会議所や商工会が連携して実施する 広域商談会や講習会の開催、観光振興、地場産品の開発等の事業に対して助成し、その活動を支援してまいる考えであります。

上記のような商工会は、県、市の補助金が収入の大部分(64.1 パーセント)を占め、県の財政的援助団体であるにも関わらず、商工会の合併や統廃合を促すようなこともせず、自主団体として尊重している。

【意見】

会費収入が収入合計の 10 パーセントにも満たない商工会等を、 自主団体として尊重してよいか疑問に思う。県の説明によれば、 小規模事業者への経営指導の外、県の産業振興施策についての情 報提供や斡旋等も行い、県の産業振興施策に貢献しているとのこ とであったが、これまでより規模の大きな企業(他県からの進出 企業等)を対象に訪問相談を行う等、より広範囲で積極的な活動 が促されるよう、県は指導すべきと考える。

(2) 会費の値上げについて

平成 15 年度包括外部監査 (安斉勇雄先生)で、商工労働部商工業団体等への補助金について監査が実施されている。その中で、「県としては、商工会に財政健全化の指導強化をする一方、商工会としても、会費・記帳指導料等の値上げによる自主財源の確保等、改善策を検討すべきである。」とある。

P44 に掲載した表のとおり県内の商工会全体の収支決算を見ると、 収入に占める会費の割合は 10 パーセントくらいである。

福島県の「商工会等指導監査調書」に記載されている内容によると、「総括」「3会費」の中で「経営改善普及事業は、商工会等が本来行うべき事業の一つとして自発的に行われるべきものであり、県の補助金のみを財源とするにとどまることなく自主財源の割合を高めていく必要があり、事業に関する支出の1/3程度が県の補助金以外の収入によってまかなわれることが望まれる。そのため、1会員あたりの平均年会費が前年度の県平均額を下回る場合や、一般会計収入に占める会費収入の比率(目標30パーセント)が県平均を下回る場合は、重要指導事項として指導すること。」と規定されている。

【意見】

一般会計に占める会費収入の比率が10パーセントを切るような状態であるので、会費の値上げを指導すべきである。

(3) 商工会の経営指導員等の人事について

商工会職員については、もともとは各商工会それぞれが独自に給与を定めていたが、職員の資質向上等を図るための人事交流が円滑に進められるよう、昭和60年、県職員給与に準じた統一給与制度を全商工会が自ら導入している。

また、経営指導員、補助員の身分及び人事権は、平成 18 年度より、 商工会から福島県商工会連合会に帰属することになり、連合会主導で 人事異動が行われるようになり、更に、補助対象職員の人件費につい ては、平成 21 年度から、これまでの商工会単会に直接交付する方式を 改め、連合会に一括交付を行う予定となっている。

人事権の県連合会への一元化は人事交流を円滑化することで職員の 資質向上等を図るため、商工会間の合意により導入されたものであり、 職員の身分及び人事権は県連合会に帰属するが職員は各商工会に出向 して商工会の職員として任命され、各商工会からの指揮命令を受ける ことになる。

人事権が県連合会に帰属し、指揮命令権は各商工会がもつというわかりにくい組織となっていると思われる。

(4) 商工会の統廃合について

県内の商工会は、13 市 47 町村に対し 102 の商工会が存在する。特に郡山市の場合は先に述べたように商工会議所の他に12 の商工会が存在する。経営指導員1 人あたりの小規模事業者数も、商工会議所は1,034人に対し商工会は266 人と効率が悪くなっている。

「商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は二以上の市町村の区域とすることができる(商工会法第7条)」となっている。

【意見】

県は、法に基づく統廃合の命令指導は行っていないとしているが、 補助金を小規模事業者数や会員数の実態に応じて交付するなどして統 廃合を促すべきである。

(5) 県の監査体制

商工会への小規模事業経営支援事業費補助金は、商工労働部団体支援 グループ(平成20年度からは団体支援課)が予算を確保し、補助金の交 付及び監査は総務部所属の地方振興局に事務委任し、実施している。

団体支援課の説明によれば、商工会及び商工会議所の決算書等については地方振興局で保管しており、商工会議所の副本のみ団体支援課で保管するとのことであったが、監査時においては一部の商工会議所分の副本が保管されていなかった。

福島県事務委任規則によると、地方振興局長への委任として、次のものを挙げている。

商工会議所法の施行に関する次のこと

- 1)規模の大きい特定商工業者の許可
- 2)商工業者法定台帳の整備期間の延長
- 3)所定の負担金の賦課の許可
- 4)定款変更の認可
- 5)決算報告書の受理
- 6)監査、調査、検査 商工会法の施行に関する次のこと
- 1)会長が招集しない場合の総会招集の承認
- 2)定款変更の許可
- 3)決算関係書類の受理
- 4)監查、調查、検查
- 5)解散の届出の受理

地方振興局は、「福島県商工会等指導監査実施要領」に基づいて定期的 に監査をしている。「商工会等指導監査調書」によると、次のとおりであ る。

総括

- 1 商工会等の概況
 - (1) 商工会等の重要課題
 - (2) 商工会等の運営の基本方針及び本年度重点事項
 - (3) 商工会活動の状況
 - (4) 前回の指導監査の文書指導状況と改善状況
- 2 組織率
- 3 会費
- 4 財政状況
- 5 関係団体との連携 会計処理等
- 1 会計帳簿等の整備
- 2 内部牽制
- 3 現金管理
- 4 使用料、手数料
- 5 その他
- 6 監査(自主監査)体制 経営改善普及事業(実施体制)
- 1 専従体制
- 2 実施体制
 - (1) 商工会
 - (2) 商工会議所
- 3 経営改善普及事業の共同実施
- 4 広域連携事業
- 5 巡回相談・指導
- 6 窓口相談・指導
- 7 経営カルテ
- 8 補助員による経営指導
- 9 記帳継続指導
- 10 講習会等の開催
- 11 経営改善資金融資等
- 12 事務代行等
- 13 広報活動
- 14 青年部・女性部活動
- 15 個所付け事業
- 16 地域振興事業
- 17 各事業における経費支出
 - 小規模事業経営支援事業費補助金の運用等
- 1 補助対象職員の設置費
 - (1) 俸給
 - (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当

- (4) 期末手当
- (5) 寒冷地手当
- (6) 住居手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 福利厚生費
- (9) 長期欠勤等の取扱い
- 2 指導事業費
 - (1) 旅費
 - (2) 事務費
 - (3) 福利環境整備費等
 - (4) 記帳指導員等謝金等
 - (5) 商工会等指導環境推進費
- 3 備品財産関係
 - (1) 備品
 - (2) 財産
- 4 補助関係書類の整備

これはまさに、会計監査以外に業務監査を実施していることになる。

商工会の決算書を入手して調査した結果、次のような間違いがあった。

· 固定資産

「商工会運営指針」の「商工会の経理」によれば、固定資産を購入した場合は、

(借方)固定資産購入費 (貸方)現金または預金と収支決算書と貸借対照表で処理すると同時に、貸借対照表上、

(借方)固定資産 (貸方)固定資産残高 と処理し、固定資産の減価償却を行うことが望ましいとされ、減価 償却の計算方法は定額法がよいとされている。減価償却費は、収支 決算書に反映されず貸借対照表上固定資産と固定資産残高を減額す る。

今回は1期のみの決算を入手したため、減価償却の有無は不明だが、貸借対照表上固定資産と固定資産残高は一致するはずが、一致 しないものがあった。

引当金

「商工会運営指針」の「商工会の経理」によれば、引当資産(引当金)には、職員退職給与引当預金、資産取得引当預金、商工会運営安定引当金等があり、商工会の経理における引当資産は将来の支出に備えてその支払い資金を引当て(積立)るもので、引当額は予算に計上し、支出と同時に特定預金として管理しなければならないものであるとされている。

資産取得引当金を計上する場合、

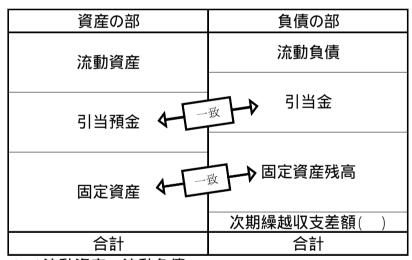
(借方)資産取得引当費 (貸方)現金または預金 と収支決算書と貸借対照表で処理すると同時に、貸借対照表上、

(借方)資産取得引当預金 (貸方)資産取得引当金とすべきとされ、貸借対照表上引当預金と引当金は一致すべきであるが、一致していないものがあった。

財政調整引当金を計上し、引当預金がないものがあったが、財政調整引当金や商工会運営安定引当金は、全国商工会連合会作成の「商工会運営指針 第2編商工会の経理」において"補助金申請から交付までの期間等において、安定した商工会の運営を図るために必要な資金を積み立てるため"計上が認められている。その結果、財政調整引当金は当年度末に引当金が計上され(支出)、翌年度補助金が交付される前に同引当金は戻される(収入)ことになるが、28番商工会(次ページの表参照)以外同引当金が戻されているところはなかった。かつ、28番商工会も同引当金の当年度末計上はなかった。

実態は、財政調整引当金や商工会運営安定引当金は将来の支出に 備えてその支払い資金を引当てているわけではないことから、引当 金を計上すべきでないと考える。

商工会の貸借対照表は次のようになる。



)流動資産 - 流動負債

・ 商工会の不適切処理 商工会の不適切処理一覧は次のとおりである。(印が不適切)

		미		ハル週レ		5	킨10			じのる)。(ロか个週切 <i>)</i>
				収支決算					報告に関		
			固定資	引当資 の	産と引当勘 不一致	定	決 算	事項	地	事務	
地域	商工会名	会費収入比率	負産と残高勘定が不一致	金の科目がある 財政調整 (基金)引当	産がない当金に対応する引当資生の内財政調整基金引	それ以外	の予備費の支出が残って	の予備費の支出が残るの予備費の支出が残る。	他		
県	1	14.7			0			が		۱۱	
北	2	9.3							0		
	3	9.1							0		
	4	7.9									
	5	8.3								0	
	6	8.6									
	7	9.5									
	8	7.0									
	9	12.1									
	10	14.3						0			
	11	9.2						0			
	12	10.0							0		
	13	6.7									
	14	12.9									
	15	9.3									
県中	16	9.7					_	0	_		
41	17	7.4					0		0		
	18										
	19	7.2									
	20	14.7							0		会員数が前年度末の数となっている
	21	5.5									
	22	14.3									
	23	16.0						0			
	24	16.7						0			
	25	13.8	0					0			
	26	9.6									
	27	7.3									
	28	7.4						-			
	29	6.9									
	30	9.9									
	31	11.7									
		11.5		運営安定							
		14.7						0			
		10.0						-			
		10.4			0	0					
		6.8				Ť					
	37							0			
		10.4			0						
		11.3						0			
	40										
	41	9.4						0	0		
ı l	41	⊅. ∓				$\overline{}$					

		収支決算に関して						事務報告に関して			
			固		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	定	決	事	11 112.	事	1
			定	0	不一致		算	項	地	務	
			定資産と残高				0	別	域	局	
	ᅶ	会	産	財助	当左 金の		予	状況	内	0	
地	商工	会費	٤	金の科	玉のに内		備	況	内事業者数が	人 数	
地域	工会名	収	残	の敷	産対財	そ	費の	ないない	業	釵	他
坳	女夕	λ	尚	科 =	が応政	ħ	いる 支 出	い織	者	Œ.	
	н	入 比 率	勘定が	(基金)	が応政なす調	以	又山	云吕	数	(内 訳	
		率	が	かっ金	いる整	外	が	_見 の	が	n/\	
			不	の るョ	引基		残	動	な	が	
			<u> </u>	51	当金		っ	向	11	な	
			致	当	資引		τ	が		١١	
県中	42	6.3									
4	43	7.7									
	44	13.5									
県南	45	11.0				_		0			定款会員の動向がない
削	46	8.4				0		0		0	
	47	7.8						0			
	48	5.9						0	_		
	49	5.9							0		
		20.3									
	51	5.3									
	52	14.2									
	53	13.8									
	54	9.1						0	0		
	55	7.2						0	0		
会津	56	8.2									
津	57	6.6							0		
	58	8.0							0		貸借対照表の添付がない
	59	9.3									
	60	5.9							0		
	61	10.2									
	62	6.6									
	63	5.6									
	64	14.0							0		
	65	11.5			0				0		
	66	4.1									
	67	8.6									
	68	7.2									
	69	9.7									
	70	7.4									
	71	7.2									
	72	5.6									
	73	6.5						0			
	74	5.9							0		
南	75	11.6									
南会津	76	9.0						0			
津	77	6.4									
	78	6.6							0		
	79	7.3									
	80	5.6							0		
	81	5.7									
相	82	9.6			0	0					
双	83	9.7						0			
	84	17.2									
	85	6.0		運営安定		0			0	0	
	86	7.3	0								

				収支決算	に関して			事務	報告に関	して	
			固定资		産と引当勘 不一致	定	決算の	事項	地	事 務 局	
地域	商工会名	会費収入比率	定資産と残高勘定が不一致	金の科目がある財政調整 (基金)引当	産がない当金に対応する引当資左の内財政調整基金引	それ以外	の予備費の支出が残って	ない 項別状況組織会員の動向が	域内事業者数がない	同の人数 (内訳)がない	他
相	87	9.6		運営安定					0		
双	88	10.7							0		
	89	7.6						0			
	90	10.7									
	91	8.7							0		
	92	8.7		運営調整					0		
L.	93	8.8			0	0		_	_		
۱۱ ب	94	16.4					0	0	0		
わき	95	12.7							0		
	96	9.0			0	0		0	0		<u> </u>
	97 98	11.8						0	0		会員の動向の足し引きが異なる
	98	7.1			0	0					
	100	11.7			0						
	100	7.5			0	0			0		
	101	9.1			0						
	102 合計	9.5	2	94	12	8	2	23	28	3	

商工会の会計において、不適切と思われる処理をまとめると以下の3つとなる。

会費収入の収入全体に占める割合は30パーセント以上を目標にしているが、30パーセントを超える商工会はない。

固定資産と残高勘定は一致させることになっているが、一致していないものがあった。

引当資産と引当勘定は一致させることになっているが、一致していないものがあった。

【意見】

商工会の会計の不適切処理は、県の監査体制の不備というものである。

県は、予算確保は団体支援グループ、補助金の交付、監査は地方振 興局と職務分担しているが、地方振興局は、県北、県中、県南、会津、 南会津、相双、いわきと7か所あり、それぞれの地方の商工会、商工 会議所を監督しているので、県全体のことを把握していないと考える。

平成20年9月に発覚した二本松商工会議所の巨額な不正問題について、県は、「福島県商工会等指導監査実施要領」に基づき商工会・商工会議所に対し行う指導監査は、商工会法、商工会議所法に基づく立入

検査ではなく、相手方の同意に基づく指導監査であること、時間的な 制約から全会計・全数調査は物理的に困難であり、補助金の適正な執 行を主眼に抽出検査とせざるを得ないことなどから不正を発見するこ とは困難であったとしているが、決算書を毎年県に提出され、2年に1 回指導監査であっても県によって監査を実施され、問題点が指摘され なかったことの意味は重いものがあり、県の監督責任は免れないと思 われるので、団体支援課に監査機能を集中し、充実させる必要がある。

(6) 経営指導員の資格について

商工会の経営指導員等の職員は、資格のみで務まるとは思わないが、 実施報告書に掲載されている商工会の資格取得状況及び私の求めに応じ て調査された商工会議所の職員の資格取得状況は次のとおりである。

(平成19年度末 単位:人)

			<u>平成19年度</u>	
資格名	級	商工会	商工会議所	合計
中小企業診断士		5	4	9
社会保険労務士		3	2	5
簿記検定	1級	28	8	36
	2級	127	35	162
	3級	214	117	331
工業簿記	1級	19	1	20
初級システムアドミニストレーター		11	4	15
パソコン検定	2級		1	1
	3級	61	25	86
	4級	19		19
珠算検定	1級	9	7	16
	2級	43	11	54
	3級	80	19	99
販売士	2級	12	2	14
	3級	28	12	40
ファイナンシャルプランナー	1級		1	1
	2級	24		24
	3級	38		38
AFP認定		4		4
CFP認定		2		2
情報処理検定	2級	4	1	5
情報処理検定(全国商業高校)	1級	5		5
	2級	6		6
	3級	23	4	27
パソコン技能検定	2級	1		1
(全日本情報学習振興協会)	3級	1		1
宅地建物取引主任		2	4	6
行政書士		2	4	6
建設業経理事務士	3級	1		1
福祉住環境コーディネーター	3級	1		1
I C 3		1		1
パソコン財務会計主任者	1級	31		31
	2級	94		94
コンピューターサービス技能士	2級	1		1
コンピューターサービス技能士 カラーコーディネーター	3級	1	2	3
DCプランナー	2級	1		1
環境社会検定(eco検定)		1		1
IS 09001審査委員補			1	1
法学検定試験	3級		1	1
ビジネス実務法務	2級		1	1
	3級		2	2
ビジネスコンピューティング検定			2	2

「平成15年度包括外部監査の結果報告書」の意見によれば、次のとおり述べられている。

商工会の対象事業費の 74.9 パーセントを補助し、特に人件費については 4 分の 3 を支給していることを踏まえれば、資格取得が全てではないにしても、経営指導員は中小企業診断士等の資格を有してこそ、始めて経営指導ができるのではないだろうか。

(中略)

有資格者の増員に向けて、商工会・商工会議所のみならず、県も支援すべきである。

平成 15 年の資格取得状況と平成 19 年の取得状況を平成 15 年をベース に比較すると、次の表のとおりである。

(単位:人)

	平成 15 年 5 月末現在			平成 19 年度末現在		
資格名	商 工会議所	商工会	計	商 工会議所	商工会	計
中小企業診断士	2	0	2	4	5	9
社会保険労務士	1	1	2	2	3	5
初級システムアドミニストレーター	4	4	8	4	11	15
販売士 1級	1	0	1	0	0	0
販売士 2級	1	0	1	2	12	14
販売士 3級	2	4	6	12	28	40
ファイナンシャルプランナー	0	2	2	1	62	63
行政書士	0	1	1	4	2	6
宅地建物取引業主任者	2	1	3	4	2	6
危険物取扱者 乙種第4類(1)	3	0	3	-	-	-
合計	16	13	29	33	125	158
常勤職員数(2)	188	493	681	197	433	630
常勤職員の有資格者割合	8.5%	2.6%	4.3%	16.8%	28.9%	25.1%
1団体あたりの有資格者	1.600	0.125	0.254	3.300	1.202	1.386

- 1 危険物取扱者の資格については、平成19年度はデータを取っていなかった。
- 2 常勤職員数については、左欄が平成 14 年 12 月 31 日現在、右欄商工会議所は平成 20 年 3 月 31 日現在、商工会同 10 月 1 日現在である。

【意見】

有資格者割合は増えているが、まだまだ有資格者の数は少ないと思われるので、有資格者の増員に向けて商工会・商工会議所のみならず、 県は更なる支援、指導をすべきである。